

新規制度導入に伴う指定管理者について

I 健康福祉部所管施設

I **健康福祉部所管施設 障害者就労訓練施設**

1 指定管理者制度導入予定施設名

越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと

2 指定管理者制度導入予定期日

平成23年4月1日から新規に導入することを予定

3 指定管理者制度を導入する理由

本施設は、知的障害者通所授産施設しらこぼと職業センターを、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業所に移行し移設するほか、在宅者や他の施設通所者等の障がい者就労訓練事業を実施し、各々のノウハウを蓄積する中で相乗効果により就労訓練の充実を図りたいと考えており、一体的に運営を行っていく必要があります。

また、授産施設や障害福祉サービス事業所の運営においては、障がい者施設という性質から、責任の所在及び指導員等への指揮命令系統の一本化が必要であり、管理者（施設長等）の直接的な指揮命令が及ばない、一部業務委託による実施はできません。このため、実施事業者の直接雇用者又は全部業務委託による実施が原則であり、本施設は市が設置する公の施設であることから、市直営または指定管理者による実施となります。

これらを踏まえた上で、専門性の高い職員を配置し、各機能の相互連携、弾力性や柔軟性のある事業展開を行い、市民サービスの向上と運営経費の縮減を図るため、指定管理者制度を導入しようとするものです。

4 公募・随意指定の別とその理由

随意指定（随意指定予定団体：社会福祉法人越谷市社会福祉協議会）
（理由）

本施設は、障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行い、もって障がい者の自立及び福祉の増進を図るため設置するもので、指定障害福祉サービス事業、障がい者の生活相談、障がい者と地域住民との交流事業を実施するものです。

地域住民との交流については、イベント事業を実施するだけでなく、授産品の販売等の接客を通じて、障害福祉サービス事業利用者や在宅の障がい者等の就労訓練の充実を図っていきたいと考えています。

このため、管理運営にあたっては、障害者自立支援法に定める指定障害福祉サービス事業の実施基準を満たすとともに、地域住民との交流や授産品の販路拡大、職場実習受入れ企業の開拓など多岐にわたる業務を遂行する必要

があり、障がい者福祉に関する深い知識と幅広い経験を有する職員を配置し、各事業間の連携や関係機関等との連携を図ることが重要です。

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の定めにより設置された市町村社会福祉協議会であり、越谷市障害者福祉センターこばと館の管理運営をはじめ、障害者ガイドヘルパー事業、障害者デイサービス事業、コミュニケーション支援事業などの障がい者に対する様々なサービスを実施しています。また、老人福祉センターの管理運営を行うほか、障がい者福祉事業や地域福祉事業、喫茶店や売店等の収益事業を実施しており、施設の管理運営や障がい者への支援、収益事業等において実績があります。

これらを踏まえたうえで、公共性担保の確実性を図りながら安定した事業展開を図るためには、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会を随意指定し、事業運営を行わせることが適切であると判断したものです。

5 指定期間とその理由

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

（理由）

本施設は、指定障害福祉サービス事業や生活相談、地域住民との交流事業を実施し、各々のノウハウを蓄積し相乗効果により就労訓練の充実を図るものです。

また、しらこばと職業センターの機能を指定障害福祉サービス事業所に移行し、新たな授産品としてパン・ケーキの製造を行うとともに、パン・ケーキ等の授産品の販売を通じて地域住民との交流を図りながら、就労訓練を実施します。

本業務は、単に施設管理を行うことだけではなく、障がい者である利用者が、一からパン・ケーキの製造を習得し、販売における接客等を通じて就労訓練を行う新たな試みであり、生活相談や地域住民との交流事業を含め、一定の成果を上げるまでには相当の期間が必要です。しかし、障害者自立支援法の廃止等の国の動向も考慮し、指定期間を5年間とするものです。